

所得 税 村・県民税

申告の準備は 大丈夫？

申告期間は 2月 16日～3月17日



所得税の確定申告の準備

所得税の確定申告は、皆さんが昨年中に得た所得とその税額を正しく計算して申告することです。なお、所得税の確定申告をした場合は、村・県民税の申告をする必要がなくなります。

確定申告をしななければならぬ人

- 次のような方は、確定申告をしななければなりません。
 - ▼事業所得・不動産所得 農業や商・工業などの事業所得

- ① 平成八年中の給与の収入合計が二千万円を超える人。
 - ② 給与所得や退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える人。
- 例えば、給与収入以外に二十万円を超える農業所得がある場合など。
- ※この場合でも、村・県民税の申告はしなればなりません。

確定申告をすれば税金が戻る人

- 次に該当する人は、確定申告をすれば税金が戻ることがあります。
 - ▼病気やケガで医療費を たくさん支払ったとき 病気やケガをして多額の医療費（保険などで補てんされた額を除く）を支払ったときは、支払った医療費から十万円が所得の5%のいずれか少ない方の額を差し引いた金額が、医療費控除として所得

また、所得税の還付を受ける場合は、所得金額が二十万円以下であっても、合算して申告しなければなりません。

皆さん、所得税の確定申告および村・県民税の申告の準備はもうお済みですか？
 ことしも所得税の確定申告と村・県民税の申告の時期になりました。申告期間は今月16日から3月17日までの1ヵ月間（土・日曜日は除く）ですが、期限近くになりますと会場が混み合い、長時間お待ちいただくことになったり、落ちついて相談できなくなったり、ということにもなりかねません。
 皆さん、申告はできるだけ早めに済ませましょう。



- ▼災害や盗難に遭ったとき 災害や盗難等で家財などに被害を受けたときは、雑損控除として所得から控除されます。
- ▼年の途中で退職したとき 昨年途中で勤め先を辞め、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった人が対象となります。
- ▼予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなったとき 確定申告書は、確定申告の期間（平成九年二月十六日から三月十七日）中に提出することになりますが、所得税の還付を受けようとする方は、この期間にかかわらず源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の一月以降であれば、いつでも提出できます。確定申告の期間中、税務署は大変混雑しますので、還付申告はできるだけ早めに提出しましょう。なお、申告書の提出は、郵送でも可能です。

共同納税相談日程

村では、下記の日程により「共同納税相談」を実施します。受付時間は、午前は8時30分から11時30分まで、午後は1時から3時30分までです。
 なお、指定日以外の日に申告される人は、対象地域の方が優先される場合もありますのでご了承ください。

会場	相談日	対象地域	
		午前	午後
役場 研修室 (2階)	2月17日(月)	間瀬1区～4区	間瀬5区～7区
	2月19日(水)	金池・久保田	猿ヶ瀬南谷内・白鳥
	2月20日(木)	西中	湯上・横曽根
	2月21日(金)	樋曾	
	2月24日(月)	橋本	栄
	2月25日(火)	新谷	西船越
	2月26日(水)	油島	高畑
	2月27日(木)	夏井1班～6班	夏井7班～11班
	2月28日(金)	岩室	
	3月3日(月)	西長島	北野
	3月4日(火)	石瀬1班～7班	石瀬8班～16班
	3月5日(水)	和納5区	和納6区
	3月6日(木)	和納1・2区	和納3・4区
	3月7日(金)	指定日に申告できなかった人	
3月10日(月)	和納12区・富岡		
3月11日(火)	高橋	津雲田・原	
3月12日(水)	和納11区・三田	和納8・10区	
3月13日(木)	和納7・9区		
3月14日(金)	指定日に申告できなかった人		

村・県民税の申告

- ① 村・県民税の申告は税の計算のほか、福祉年金・児童扶養手当などの受給資格の判定や、所得証明・課税証明などの証明書の発行、国民健康保険税・保育料などの資料となりますので、必ず申告してください。
- ② 給与以外に地代、家賃、配当、譲渡所得などがあつた人
- ③ 二か所以上から給与（年金、恩給等を含む）を受け取つた人
- ④ 所得税の源泉徴収を受けなかつた家業の手伝い、内職者、日雇い者など
- ⑤ 村に一月三十一日までに給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人
- ⑥ 公的年金の受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする人
- ⑦ 平成八年中に中途退職した人

申告をしなくてもよい人

- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 給与所得者で、勤務先から村へ給与支払い報告書が提出されていて、他に所得がない人
- ③ 配偶者控除や扶養控除の対象となつていて、収入や所得が全くない人

村税の納め忘れはありませんか？

今年度も残りあとわずか。納め忘れの村税があると督促手数料や延滞金がかかります。再度ご確認のうえ、未納の税金がある場合は至急納入してください。

■ 申告の受け付けについては
巻務務署 総務課 72-2355

■ 所得税・消費税についてのお尋ねは
巻務務署 個人課税第一部門 72-2357

■ 村・県民税についてのお尋ねは
役場税務課 82-5716